

「連盟加盟の教会、および連盟関係諸機関について」

2006年2月8日 2005年度第3回理事会承認
2006年8月25日 第41回全国壮年会連合總會制定

「(日本バプテスト連盟)西南学院大学神学部学生奨学金制度に関する施行細則」および、「全国壮年会連合奨学金制度に関する規程」における「連盟加盟の教会その他連盟関係諸機関において専ら伝道の業に従事する者」を次のように定義する。

<西南学院大学神学部奨学金制度に関する施行規則> (制度運営の委託)

第3条 連盟は「日本バプテスト連盟神学奨学金制度」第1条第1項の西南学院大学神学部学生奨学金制度の運営を日本バプテスト連盟全国壮年会連合(以下「全国壮年会」という)に委託する。

<全国壮年会連合奨学金制度に関する規程> (返還の免除)

第15条 奨学金委員会は、第11条に定める奨学金返還の義務者が、次の各号の条件に適合した場合、返還すべき金額の一部を免除することができる。

(1) 奨学金返還の義務者が神学部を卒業の後、連盟加盟の教会その他連盟関係諸機関において専ら伝道の業に従事する期間が満3年を経過し、又、引き続き同じ職務に従事する見込みがあると認められる場合、奨学金の返還を一部免除する。連盟関係諸機関については、別に定める。

1. 「連盟加盟教会」において「専ら伝道の業に従事する者」

連盟加盟教会(伝道所を含む)から招聘を受け、牧師、伝道師、主事等の職責を与えられ、それを主要な職務として教会又は伝道所に勤務している者(日本バプテスト連盟教役者退職金規程第2条参照)。

その職務が、原則として教会における勤務時間及び給与のいずれにおいても、総勤務時間及び総収入の50%以上であることを条件とする(日本バプテスト連盟教役者退職金規程第3条2項参照)。

上記の条件に満たないものの、当該教会總會が将来的にこの条件を満たす形での招聘を目指す決意を表明している場合、これに準じて扱う。

教会付属幼稚園、保育園等の教諭・職員等は対象外とする。

2. 「連盟関係諸機関」において「専ら伝道の業に従事する者」

連盟において国内・国外伝道派遣宣教師に任命された者。

連盟事務所で職員として雇用された者(臨時職員を除く)。

連盟宣教研究所で所員として雇用された者(非常勤所員を除く)。

天城山荘で勤務する職員のうち、専任伝道者としての働きを担う者。

日本バプテスト女性連合で専任職員として雇用された者(臨時職員を除く)。

連盟が母体となって設立された法人事業体で勤務する職員のうち、次の者。

ア) 学校法人西南学院・・・大学神学部教員、宗教主事(高校、中学等含む)および「聖書科」、「キリスト教学」担当の専任教員。

イ) 学校法人西南女学院・・・宗教主任(大学、短大、高校、中学等含む)および「聖書科」、「キリスト教学」担当の専任教員。

ウ) 日本バプテスト連盟医療団・・・職員の内、専任伝道者としての働きを担う者。

付 記

この規程は、2006年8月25日より施行する。